



会員社会就労センター長 各位

全社高障福発第 135 号①
日本セルフ発第 29-146 号①
平成 29 年 6 月 22 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会就労センター協議会
会長 阿由葉 寛
認定特定非営利活動法人日本セルフセンター
会長 川俣 宗 則
<公印略>

「優先調達推進法」の啓発活動へのご協力について（お願い）

日頃より両会の事業推進にご協力を賜り、深謝申しあげます。

さて、優先調達推進法が平成 25 年 4 月に施行されてから 4 年が経過しました。これまでの調達実績は、調達件数・金額ともに増加してはいるものの、1 件あたりの金額は減少している実態があります。また、依然として調達方針が未策定の市町村等もある現状です（平成 28 年 7 月 31 日時点での市町村における調達方針の策定率は 85.6%）。

全国社会就労センター協議会及び日本セルフセンターでは、都道府県や市町村に優先調達推進法をより一層活用していただき、社会就労センターへの発注拡大を図り、利用者の工賃・賃金向上につなげることを目的に、標記啓発活動に取り組みます。平成 26・28 年度に実施した全国の自治体に向けた一斉の働きかけ（キャンペーン）ではなく、地方行政を所管する総務省を中心に同法の啓発活動を展開する予定です。

これまで実施したキャンペーンでは、優先調達推進法の公布日である 6 月 27 日を「優先調達推進法の日」、6 月 20 日から 7 月 20 日までの 1 ヶ月間を「同月間」として同法の周知・広報に務めて参りました。「優先調達推進法の日・月間」の周知・広報については今年度も継続いたします。

つきましては、各社会就労センターにおかれましても、所在の自治体等に対する優先調達推進法の啓発活動にご協力くださいますようお願いいたします。各都道府県・指定都市の障害保健福祉部局に対しても、別添写により同法の一層の活用を依頼しておりますので、ご承知おきください。

なお、本活動にご賛同いただき、各社会就労センターで啓発活動を実施される際には、是非、優先調達推進法啓発ポスターとパンフレットをご活用ください。優先調達推進法啓発ポスター・パンフレットのご要望（無料）については、下記問い合わせ先へご連絡ください。

※ 自治体等に対して実施された啓発活動（対象、働きかけの内容、それに対する反応や成果 等）については、事務局にご報告いただけますと幸いです（様式は問いません）。

「優先調達推進法の日・月間」とは

全国社会就労センター協議会及び日本セルフセンターでは、優先調達推進法の公布日である 6 月 27 日を「優先調達推進法の日」、6 月 20 日から 7 月 20 日までの 1 ヶ月間を「同月間」として、優先調達推進法の活用や法の精神について考える契機としています。

<お問い合わせ先（事務局）> 「優先調達推進法」啓発活動 実施本部

全国社会就労センター協議会（セルフ協）事務局〔担当：寺西、源馬、小高〕

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4 階

社会福祉法人全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内

TEL：03-3581-6502/FAX：03-3581-2428/E-mail：selp@shakyo.or.jp

<http://www.selp.or.jp/yusen/index.html>（※ポスター・パンフレット掲載あり）